

令和7年2月19日

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和6年度の財務監査

市長室	秘書課、広報課
公営事業部	事業課
行政委員会等	議会局
教育総務部	教育総務課

2 監査の実施期間

令和6年12月10日から令和7年1月30日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

市長室

(1) 秘書課

- ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 広報課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。
 - 指摘事項
収入事務において、その他歳入について、納付書によらなければならないところ、納入通知書で収入していた。
契約事務において、広報紙作成用コンピューターの賃貸借について、規則に定められた期間内に契約を締結していなかった。
平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

公営事業部

(1) 事業課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。
 - 指摘事項
収入事務において、売店賃貸料に係る納期限の設定誤りや売店使用料に係る督促状の未発送があった。
契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。
関係法令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。
なお、収入事務における指摘が続いていることから、課内での情報の共有を図るとともに、担当者及び決裁者による確認体制を強化し、関連規程等に則り事務が適切に履行されるよう指導を徹底されたい。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚競輪場	①コンクリートのひび割れや剥離 ②モルタルの浮き等

行政委員会等

(1) 議会局

- ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

教育総務部

(1) 教育総務課

ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上